

# 一般社団法人群馬県エクステリア建設業協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、「一般社団法人群馬県エクステリア建設業協会」と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、群馬県高崎市に事務所を置く。

(目的)

第3条 当法人は、エクステリア業に従事する会員相互の協力により、情報交換を進め豊かな住環境づくりを目的とし、その目的を達成する為に、次の事業を行う。

1. エクステリア業に従事する人々のネットワーク作りの為に必要とされる事業
2. エクステリアに関する情報の発信に係る事業
3. 会員の資質の向上に関する啓発活動事業
4. その他前各号に附帯または関連する事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 会員

(種別)

第5条 当法人の会員は、正会員及び賛助会員の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(正会員の資格)

第6条 群馬県及び隣接する県内でエクステリア業を営むものは、当法人の正会員となるべき資格を有する。

(賛助会員の資格)

第7条 日本国内において、エクステリアに関連する商品を製造するメーカーまたは、販売代理業を営む業者は、当法人の賛助会員となるべき資格を有する。

(入会及び経費の負担)

第8条 当法人の会員となるには、所定の様式で申し込みをし、代表理事の承認を得なければならない。正式入会を認められた会員は、社員総会において別途定める入会金並びに年会費を1ヶ月以内に前納入するものとし、入金後に正式入会となる(年度途中入会も、同額とする)。なお、入会金及び年会費は、経費負担の観点から、いかなる理由があっても返金されない。

(退会)

第9条 会員が退会するには、1ヶ月以上前に当法人に退会の申し出をしなければならない。退会は書面を持って退会届を提出し、社員総会の承認を必要とする。ただし、会員はやむをえない事由があるときは、いつでも退会できる。尚、次の各項のいずれかに該当する場合、社員総会の承認を経て除名できるものとする。

1. 著しく会の事業を阻害し、もしくは名誉を傷つけた場合。
2. 当会の情報の漏洩、または顧客情報の漏洩。
3. エクステリア業において法律に反する行為又はクレームが著しく多い場合。
4. 理由なく一年以上会費を滞納した場合。
5. 会員間でのトラブルが多発する場合。
6. 規約に反する行為があった場合。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員は、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退社・除名したとき。
2. 年会費の支払義務を一年以上履行しなかったとき。
3. 当該社員が死亡し、又は解散したとき。
4. 総社員が同意したとき。

(会員資格の喪失に際しての取り決め)

第11条 会員資格の喪失後は、下記事項を厳守する。

1. 当会の名称、名刺、マーク等を使用してのサービス提供はできない。
2. 会費及び入会金の返金請求はできない。

### 第3章 社員総会

(総会開催)

第12条 当法人の社員総会は、定時総会および臨時総会とし、定時総会は毎年6月に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数の決定にもとづき代表理事が招集する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故がある場合は、あらかじめ定めた順序により、他の理事が議長となる。

(議決権)

第15条 社員総会の議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数の賛成をもって決する。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、議事録を作成する。議事録には議事の経過および結果を記載し、議長および出席した理事は議事録に記名押印する。

## 第4章 役員

(役員の設定)

第18条 当法人に、理事2名以上を置く。

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第19条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、社員総会の決議によって理事の中から選定する。

(任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する最終事業年度に関する定時総会の終結時までとする。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(理事の報酬及び退職慰労金)

第21条 理事の報酬および退職慰労金は、社員総会の決議により定める。

## 第5章 計算

(事業年度)

第22条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の分配の禁止)

第23条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

(残余財産)

第24条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似する事業を行う公益社団法人もしくは公益財団法人に贈与する。

## 第6章 附則

(最初の事業年度)

第25条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和3年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第26条 当法人の設立時理事および設立時代表理事は、次のとおりである。

設立時理事 山口 俊輔

設立時理事 町田 富勇

設立時代表理事 山口 俊輔

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第27条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住所 群馬県高崎市八幡原町508番地1

設立時社員 株式会社高崎松風園 代表取締役 山口俊輔

住所 群馬県高崎市下之城町555番地1

設立時社員 株式会社テイザイ 代表取締役 町田富勇

(法令の準拠)

第28条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他法令に従う。

以上、一般社団法人群馬県エクステリア建設業協会設立のために、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和 2年 7月 29日

一般社団法人 群馬県エクステリア建設業協会

設立時社員 株式会社高崎松風園  
代表取締役 山口俊輔 ⑩

設立時社員 株式会社テイザイ  
代表取締役 町田富勇 ⑩